高知医療センター正面玄関検温等業務仕様書

高知県・高知市病院企業団立高知医療センターの正面玄関における検温等業務については、本仕様書の定めるところにより業務を遂行するものとする。

1 業務場所

高知市池 2125-1 高知医療センター正面玄関付近(1階総合案内前)

2 業務時間及び業務体制

- (1) 業務時間 平日 (月曜から金曜) 8時30分から17時までのうち8時間
- (2)業務体制 1日1名以上で「3業務内容」を実施する

3 業務内容

(1) 検温の実施

正面玄関からの来院者(患者、家族、出入り業者等)の検温を、1階総合案内前に設置 しているサーマルカメラで実施し、体温異常が確認された来院者に対して声かけを行う。

(2) 体温異常者への対応

サーマルカメラで体温異常が確認された来院者に対して、再度、非接触型体温計で検温を実施し、なおかつ体温異常が確認された場合に、職員に連絡のうえ体温異常者を引き継ぐ。

(3) その他来院者の受付業務 (面会希望者の受付業務 等)

4 業務管理

- (1)業務計画
 - (ア)毎月職員の配置表を作成し、企業団に提出する。
 - (イ) 配置に変更が生じた場合は、随時内容を更新し、企業団に提出する。
- (2) 受託責任者の配置

受託責任者として、業務を統括する人員を配置する。ただし、必ずしも業務場所に常駐 しなくてもよい。

- (3) 受託責任者の職務
 - (ア)常に最善の方法で業務を実施するために、業務の点検・見直しを行う。
 - (イ) 職員個人の能力に合わせた育成指導を行う。
 - (ウ) 職員に病院利用者などに対するマナー教育を行う。
 - (エ)業務を円滑に実施するために、企業団と連携し、適宜協議を行う。

- 5 業務上の守秘義務事項の遵守
- (1)受託職員は、来院者の個人情報など業務上知り得た情報を他に漏らさないことを厳守すること。また、当該業務を離れた場合も同様とする。
- (2) 契約終了後においても同様とする。

6 費用負担

委託業務の遂行に関する経費の費用負担は次のとおりとする。なお、負担区分について 疑義が生じた場合は、双方の協議により負担区分を決定する。

- (1) 企業団の負担
 - (ア) 業務遂行に必要なサーマルカメラ、パソコン、非接触型体温計等の備品類
 - (イ)業務遂行に必要な光熱水費
- (2) 受託者の負担
 - (ア) 業務遂行に必要な文房具類等の事務用消耗品
 - (イ)業務従事者に必要な研修費用
 - (ウ) 業務従事者の健康管理に要する費用

7 その他

- (1)業務上のクレームや問題点に関しては、企業団と適宜協議すること。
- (2) 受託者の責めに帰する理由により修理の必要が生じたときは、受託者負担で修理を行うこと。